

みんなで取り組もう！

# 新型コロナウイルス感染症予防



▲最新情報は  
こちらから

ID 1022474

全国に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発令されています。

感染症の対策には、生活の中で3つの「密」を避けることを心掛け、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。併せて、日常での手洗いや咳エチケットにも心掛けましょう。

## 3つの密を避けましょう

密閉空間・密集場所・密接場面の3つの条件がそろう場所は、クラスター（集団）発生のリスクが高くなります。

生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

### 1 換気の悪い密閉空間

3つの条件がそろう場所が  
クラスター（集団）発生の  
リスクが高い！

### 2 多数が集まる 密集場所

### 3 間近で会話や 発声をする 密接場面

※3つの条件の他、共同で使う物品には消毒などを行いましょう。

▼こまめな手洗いや咳エチケットを心掛けよう  
普段から小まめな手洗いと咳エチケットを心掛け、咳などの症状がある場合はマスクを着用しましょう。



マスクが手に入りにくい中でのアイデアも！  
動画では、簡単にできるマスク作りも紹介しているから、参考にしてみようね！



▲YouTube 動画

## 不要不急の外出は 控えましょう

人混みなどの感染リスクの高い場所への不要不急の外出は控えましょう。

ご自身や、ご家族の命を守るため、今が極めて重要な時期であることを理解した行動をお願いします。

## ！健康を維持していくことも大切です

十分な食事と睡眠、適度な運動にも心掛けましょう。体調がおかしいと感じたら、外出を控え、毎日、体温を測定しましょう。

### 24時間対応（土・日曜日、祝休日を含む）の 栃木県新型コロナウイルス コールセンターが開設されました ☎0570(052)092

▼内容 一般的な相談。

ID 1023359

聴覚障がいの方はファクスで相談できます

▼日時 平日、午前8時30分～午後5時15分。

▼相談方法 ファクス（氏名・連絡先・相談内容を明記）で、保健予防課FAX(626)1133へ。

## 🌟こんな時は相談してください

▼風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日（※）以上続く。

▼強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※高齢者・妊婦、呼吸器疾患の基礎疾患などがある人は2日程度、上のような症状が続く場合。

帰国者・接触者相談センター（保健所保健予防課）

■平日

▼時間 午前8時30分～午後5時15分。

▼問い合わせ先 ☎(626)1114

■夜間、土・日曜日、祝休日の緊急連絡先

▼問い合わせ先 ☎(626)1135

## 経済対策や生活支援策

本市では、皆さんの生活の安定を第一に、国・県と連携しながら、支援が必要な人へ速やかに支援が行き届くよう、経済対策や生活支援策に迅速に取り組んでいきます。

生活支援制度や相談窓口など、詳しくは、2・3ページをご覧ください。

## イベント・施設

感染拡大を考慮して、広報うつのみや5月号に掲載されているイベントや施設が今後、中止・休館になる可能性があります。また、紙面に掲載した情報の他、最新情報など、詳しくは、各担当課へお問い合わせになるか、市ホームページをご覧ください。

# 新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度・相談窓口

(4月17日現在)

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や休業・失業への支援策などをまとめています。紙面に掲載した情報の他、最新情報など、詳しくは、各種情報を掲載しているホームページをご覧ください。

## 生活支援

### 生活支援臨時給付金（仮称）

緊急の生活支援として支給される給付金。

- ▼その他 国の対応が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

ID 1023352

### 傷病手当金

企業などで働く人が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状により、感染が疑われ、療養のため仕事を休み、収入が得られなくなった場合。

- ▼内容 けがや病気で4日間以上仕事を休み、その間の収入が無くなったり十分な収入が得られなくなったりした場合に公的医療保険から受け取れる手当。
- ▼その他 制度や手続きなど、詳しくは、勤務先や加入している公的健康保険にお問い合わせください。

### 生活福祉資金貸付制度

休業や失業などにより生活費に困った時に、生活資金を借りられる制度。所得に関係なく利用できる他、返済までの期間が延長されました。

内容	対象	金額
緊急小口資金	収入が減少した人	原則10万円。条件により最大20万円。
総合支援資金	失業した人	単身世帯15万円。2人以上の世帯20万円。ただし、原則3カ月以内。貸し付け条件あり。

- ▼その他 詳しくは、市社会福祉協議会 ☎(636)1215へ。

### 住居確保給付金

休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない人に家賃の一部を支給(条件あり)。

- ▼その他 給付期間は原則3カ月間。支給要件など、詳しくは、市社会福祉協議会自立相談支援事業 ☎(612)6668へ。

## 事業者支援

### 持続化給付金（仮称）

中堅・中小企業、個人事業者などの売り上げが大きく落ち込んでしまった際の給付金。

- ▼内容 法人=最大200万円、個人事業者=最大100万円。ただし、昨年1年間の売り上げからの減少分が上限。
- ▼対象 令和2年1～12月の売り上げが前年同月比で半分以上減少している中堅・中小企業、個人事業者など。
- ▼申請方法 原則、インターネットを通じて申請。後日、中小企業庁ホームページで公表されます。詳しくは、中小企業金融・給付金相談窓口(午前9時～午後5時) ☎0570(783)183へ。
- ▼その他 持続化給付金(仮称)の他、市独自の「企業応援助成金」があります。対象など、詳しくは、市コールセンター ☎(632)5209へ。

ID 1023357

### 新業態開拓等支援補助金

売り上げが減少した事業者を支援。売上高が前年同月比で20%以上減少した、中小・小規模事業者、個人事業主に、当面の売り上げの維持や3つの密の回避などに向けた新たな取り組みへの費用の一部を補助。

ID 1023358

- ▼内容 最大50万円(補助率2分の1)。
- ▼申請開始 5月上旬へ。
- ▼その他 対象経費や申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。市コールセンター ☎(632)5209へ。

### 雇用調整助成金

一時的な休業などで従業員の雇用維持を図る企業に対し、休業手当などの一部を助成。

- ▼内容 4～6月末を「緊急対応期間」として、助成率を引き上げます。中小企業=5分の4、大企業=3分の2。解雇等雇用維持要件に該当の場合、中小企業=10分の9、大企業=4分の3。
- ▼その他 支給要件や申請方法など、詳しくは、ハローワーク宇都宮 ☎(638)0369へ(厚生労働省ホームページから、ガイドブック・様式が取り出し可)。また、内定が取り消された学生などの就職活動を支援するため、新卒応援ハローワークに特別の相談窓口を設置します。

☎新卒応援ハローワーク ☎(678)8311

### 新型コロナウイルス感染症対策特別資金

最近1カ月間の売上高、販売数量、売上総利益率または営業利益率が、前々年または前年の同月1カ月間の3%相当以上減少していると認められる場合に、中小企業などの資金繰りを支援。

ID 1023114

- ▼内容 1企業1年度当たり最大3,000万円。
- ▼その他 金融機関の審査がありますので、市内の取扱金融機関に直接、相談・申し込みください。その他、申請方法や融資期間など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。市ホームページ ☎(632)2438へ。



# 最新情報はこちらから

市ホームページ



県ホームページ



厚生労働省  
ホームページ



経済産業省  
ホームページ



消費者庁  
ホームページ



国税庁  
ホームページ



## 税金・負担金・貸付金などの納付猶予や減免

ID 1023257

申請により、税金などの納付を猶予または減免となる場合があります。

詳しくは、各問い合わせ先にご確認ください。

制度の種類	問い合わせ先
市税	納税課 ☎(632)2226
国民健康保険税	保険年金課 ☎(632)2309
後期高齢者医療保険料	保険年金課 ☎(632)2333
介護保険料	高齢福祉課 ☎(632)2907
保育費扶養者負担金	保育課 ☎(632)2393
市営住宅使用料など	住宅課 ☎(632)2506
母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども家庭課 ☎(632)2386
奨学資金貸付金	教育企画課 ☎(632)2705

制度の種類	問い合わせ先
所得税・消費税などの国税	宇都宮税務署 ☎(621)2151 (自動音声案内)
自動車税や個人事業税などの県税	宇都宮県税事務所 ☎(626)3029
水道料金・下水道使用料	サービスセンター ☎(633)3189
その他公共料金 (電気・ガスなど)	契約する業者にご確認ください

## 悪質商法にご注意を

マスクや健康食品などの勧誘、公的機関を名乗り、助成金の支給のため銀行口座などの個人情報を聞き出す、感染者支援と語り、現金を要求する義援金詐欺などの悪質商法が発生しています。

身に覚えのないメールや金銭の要求を受けた場合には、その場で判断することなく、もう一度よく考えましょう。少しでも不安に感じたら、消費生活センター ☎(616)1547へご相談ください。



## 消費者として冷静な対応を

### ▼ 買い物をする時のお願い

買い物する時には、ご自身の感染予防に加え、他の人に感染させない気遣いも必要です。お店によっては買い物の仕方などを制限する場合があるので、ご理解・ご協力をお願いします。

### ▼ 食料品についてのお願い

食料品や生活必需品が必要な人に届くよう、正しい情報を見極め、デマに惑わされず、冷静な購買活動をお願いします。



## 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症患者・濃厚接触者、医療従事者などに対する、誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

また、不要不急の外出自粛や学校の休校など、子どもや保護者のさまざまな制限が行われ、不安やストレスを抱えている家庭もあることと思います。

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ、児童虐待、DVなどの被害に悩んでいる時は、ひとりで抱え込まず、まずご相談ください。



### ■ 人権に関する相談窓口 (平日、午前8時30分～午後5時15分)

- ▼ みんなの人権110番 ☎0570(003)110
- ▼ 女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
- ▼ 子どもの人権110番 ☎0120(007)110
- ▼ 外国語人権相談ダイヤル ☎0570(090)911
- ▼ インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

### ■ 子どもの虐待に関する相談窓口 (平日、午前8時30分～午後5時15分)

- ▼ 子ども家庭支援室 ☎(632)2390
- ▼ 県中央児童相談所 ☎(665)7830
- ▼ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(常時)

### ■ DVに関する相談窓口 (火～土曜日、午前9時～午後5時。第4土曜日は正午まで)

- ▼ 配偶者暴力相談支援センター ☎(635)7751
- ▼ 女性相談所 ☎(636)5731